

第3回 住まい支援の連携強化のための連絡協議会 議事概要

<日 時> 令和4年7月6日（水） 14：00～16：00

<場 所> WEB 会議形式（法務省保護局長室ほか）

<出席者> （別紙のとおり）

<資 料> （別紙のとおり）

○挨拶（法務省保護局長）

<議事>

（1）各関係団体からの報告・意見交換（資料3～6）

※団体概要、資料説明は省略。活動の特徴等を記載。

※敬省略

○公益社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会（専務理事 津村）（資料3）

- ・住宅確保要配慮者の中でも、比較的宅建業者が取り組みやすい高齢者の住まい支援について、平成30年度から令和2年度の3年間にわたり研究会を立ち上げて調査研究を実施し、高齢者に住宅をあっせんする上でハードルとなるリスクと課題を抽出した。そして、それらを更に「個社で対応可能なもの」と「個社で対応が困難なもの」とに整理した。
- ・「個社で対応可能なもの」については、パンフレット（資料3-2）においてポイントをまとめ、宅建業者だけでなく消費者にもホームページ等で周知している。
- ・「個社での対応が困難なもの」については、昨年6月に国土交通省及び法務省から残置物の処理等に関する契約書等に関わるモデル契約条項が、10月に国土交通省から宅建業者による人の死の告知に関するガイドラインが公表されたことで、高齢者の住宅あっせんに取り組みやすくなった。
- ・引き続きこれらの制度の周知を行い、制度普及に努めてまいりたい。

○一般社団法人 全国居住支援法人協議会（理事 大月）（資料4）

- ・包括的居住支援の確立に向けた調査研究を2年間行い、少し先を見据えて今後の居住支援がどう展開されるべきかについて検討した。
- ・資料4中、第1部では、「住宅政策・福祉政策の経緯と居住支援の現状」として、国の歴史と世界的な展開の中で、日本における住宅政策、福祉政策及び福祉行政のこれまでの経緯を捉え、まとめている。第3章では、イギリスのハウジングマネジメントについて、第4章ではイギリスのホームレス対策の概念の一つである「ホームレスネス」に着目した総合的支援について、報告をしている。第5章では、「Forced Displacement と居住支援」として、難民への居住支援が現在どのように展開しているのかについて検討している。今後、こうした背景を踏まえて居住支援のフレームワークを形成していきたいと考えている。
- ・第2部では、「包括的居住支援実現に向けて」として、第6章で、井上由起子先生にソーシャルワークとしての居住支援の在り方を研究していただき、第7章で、祐成保志先生から、住宅政策から居住保障政策へ変わるためのフレームワークを提示いただいている。第8章では、私から、「包括的居住支援実現のための居住政策の仮説的提示」としてお示しさせていただいている。時間のある折に資料を御覧いただきたい。

○公益社団法人 全国賃貸住宅経営者協会連合会（公益事業グループ課長 高橋）（資料５）

・居住支援に関わる取組として、昨年度、国土交通省と法務省が公表した、単身高齢者の死亡後の残置物処分のモデル契約条項を普及することを目的に、家主向けのガイドブックを作成し、周知した。紙やデータでのガイドブックの配布以外にも、国土交通省住宅局の担当者に当会各支部におけるセミナーの講師をしていただくなど、お力添えいただいている。

・このように、当会の支部に所属する家主を中心に周知を続けているところ、宮城県支部において、モデル契約条項の活用を条件とした国土交通省のモデル事業に採択されたことで、宮城県支部の関係者・行政・専門家によるチームができ、包括的な居住支援の取組とモデル契約条項の本格的な運用がスタートする見込みとなっている。この取組を好事例として、モデル契約条項の更なる普及推進を図ってまいりたい。

○一般社団法人 全国地域生活定着支援センター協議会（事務局長 大坪）（資料６）

・地域生活定着支援センターは、矯正施設出所者のうち障害者・高齢者を主に支援対象としている。昨年度、矯正施設出所者の「フォローアップ実態調査」を行ったので、その概要を説明する。

・今回の調査において、センターで行う業務のうち、通常のフォローアップ業務に加えて、刑務所出所者等の送迎支援や入退院時対応等の「生活支援」、一度帰住した住まいで適応できなかったことにより、住居を再び調整する「再調整」、生活の中で起こるトラブルへの「トラブル対応」などが大きな比重を占めていることが分かった。また、「生活支援」や「トラブル対応」の一部として、「身元引受人」的な対応をせざるを得ない場面もあることが分かった。さらに、これらの対応を相談支援事業所や担当のケアマネージャー等の関係機関に引き継ぐことができないまま、対象者へのセンターの関与が長期化している実態も見えてきた。

・このように、センターの関与が長期化し、支援が難航する対象者に対して必要なこととして、１つ目に、包括的な相談支援機関又は伴走型の支援機関との連携を強化していく必要があると考えている。２つ目に、センターは民間の福祉事業所であるにも関わらず、対象者の身元引受け的な対応を迫られてしまう現状に対して、公的なバックアップが必要であると考えている。今後、検討いただければと思う。

（２）各省各局からの報告・意見交換（資料７～１２）

※資料説明は省略。

※敬省略

○法務省 矯正局（資料なし）

・今般、刑法等の一部を改正する法律が成立・公布され、刑法において、懲役刑と禁錮刑が廃止され、新たに拘禁刑が設けられるとともに、刑事収容施設法において、刑事施設の長の責務として、受刑者の円滑な社会復帰を図るため、釈放後に自立した生活を営む上での困難を有する受刑者に対して、その意向を尊重しつつ、社会復帰支援を行うことが明記された。

・社会復帰支援の創設により、受刑者の円滑な社会復帰のための各種取組をより一層推進していくことが可能になると考えており、今後は居住支援法人等の関係機関との連携をより一層推進し、個々の受刑者のニーズに応じた社会復帰支援施策を実施できるよう努めてまいりたい。

・居住支援法人等と連携した帰住地確保の取組を進めるに当たっては、同法人等の関係者の方々に受刑者と直接面接いただくことをお願いすることも想定されるところ、刑事施設から遠方にある居住支援法人と受刑者の面接を容易とするため、刑事施設において、面接に活用できる Web 会議ツール（具体的には Microsoft Teams）を導入しているので、実際に受刑者等と面接を実施することになった際には、積極的に御活用いただきたい。

○法務省 保護局（資料 7）

○国土交通省 住宅局（資料 8）

○厚生労働省 社会・援護局（資料 9）

○厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部（資料 10）

○厚生労働省 老健局（資料 11）

○厚生労働省 子ども家庭局（資料 12）

○一般社団法人 全国居住支援法人協議会（理事 大月）

・厚生労働省社会・援護局から説明のあった「一時生活支援事業」の取組の中で、居住支援協議会、居住支援法人との連携、セーフティネット登録住宅の活用がされている事例を把握されているか。

○厚生労働省 社会・援護局

・「一時生活支援事業」を実施する自治体の中に居住支援協議会等を設置する自治体があり、連携をとった事例があることは承知している。ただ、「一時生活支援事業」を実施しているのは、福祉事務所設置自治体 906 のうち 37%ほどであり、居住支援協議会等を活用する自治体はその内数となる。積極的な取組のある自治体としては、神奈川県座間市等を承知している。

○一般社団法人全国居住支援法人協議会（理事 大月）

・地方自治体それぞれの現場における居住支援協議会等との連携の取組には、自治体によって温度差があるので、それを解消していくのが、今後の課題である。

○一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク（事務局長 行岡）

・厚生労働省子ども家庭局から説明のあった「母子父子寡婦福祉資金貸付金制度」について、本制度を利用して住宅資金の貸付を受けようすると、領収書の提示を求められるため、一旦自分自身で費用を立替えなければ貸付を受けられなかった。資金力のない者にとっては立替え費用を用意することが難しく、制度の利用のしにくさにつながっていると思う。運用について、制度上どう規定されているのか。

○厚生労働省 子ども家庭局

・貸付主体である自治体それぞれで、運用を定めている可能性もある。利用しづらいという御意見は課内で共有させていただく。

○一般社団法人 生活困窮者自立支援全国ネットワーク（事務局長 行岡）

・これまで支援してきた事例の中で、離婚したものの、移転費用などの家を出て行くための資金がないために元配偶者と同居を続ける状況に陥った方が何名かいた。金銭的な問題があるため、居住支援法人に相談しても、転居先の調整に難航した。このような場合に、例えば、移転費用等を立て替えるような支援策はないか。

○厚生労働省 社会・援護局

・「総合支援資金」制度において、転居費用の貸付けができる場合がある。

○厚生労働省 子ども家庭局

- ・既に離婚が成立していて、ひとり親として児童手当を受給されている場合には、「ひとり親家庭住宅支援資金貸付」制度を利用できる。
- ・離婚の背景に配偶者からのDV等がある場合には、養育費の取決め等、離婚に向けた法的な相談を進められない状況も考えられるが、そういった状況の場合、離婚に向けた手続や家庭裁判所との調整等を相談員や弁護士が支援する「養育費等支援事業」が利用できる。

○総括（法務省矯正局長）

＜その他質疑応答＞

※特になし。

以上